

報告第1号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年3月6日提出

天理市長 並 河 健

専決第1号

専 決 処 分 書

令和4年9月6日午後1時40分頃天理市海知町113番地1先の県道51号線上
で発生した物損事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談するこ
とについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25
号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

令和5年1月12日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 144,100円

専決第2号

専 決 処 分 書

令和4年12月3日午後9時30分頃天理市武蔵町554番地先の市道280号線上
で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談す
ることについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例
25号）第2号及び3号の規定により専決処分する。

令和5年1月12日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 52,272円

専決第4号

専 決 処 分 書

令和5年1月9日午後2時30分頃天理市川原城町781番地先の市道46号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和5年2月2日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 68,200円

専決第5号

専 決 処 分 書

令和4年1月31日午前10時10分頃天理市役所北側駐車場で発生した転倒事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

令和5年2月2日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 52,335円